

平成27年(東)第2250号 和解仲介手続申立事件

申立人 西川峰城 外7309名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

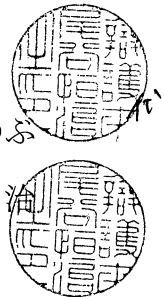
報告書

平成29年1月31日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士 栗谷しのぶ

同復代理人弁護士 尾谷恒



- 1 御庁に提出する郵便往復はがきは、審理を再開し、申立人の一部について直接意見を聴取する口頭審理の開催を求めて、申立人らが署名したものである。

本はがき記載の世帯番号は、申立書別紙の当事者目録記載の世帯番号と一致している。署名は、同じ世帯であっても各申立人が自筆しているが、子どもについては親権者が代筆しているケースがある。

- 2 本はがきは、申立人ら代理人が申立人らに対して、平成29年1月13日に発送し、同月20日を投函期限として返送されたものであるが、大雪の影響から配達に3～4日間ほど要したケースも多々見られたことからすれば、署名を収集した期間は1週間もない状況であった。

このように極めて限られた期間であったにもかかわらず、本はがきを集計したところ、申立人らのうち少なくとも合計929世帯(ただし、署名がないはがきについては1世帯としてカウントしている)が口頭審理の開催を求めていることが分かる。

以上